

熊本県公報

第 1 1 5 6 5 号
平成 19 年 6 月 22 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問リハビリテーション)…………… (高齢者支援総室) 1
 - 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問リハビリテーション)…………… (") 1
 - 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)…………… (") 1
 - 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防通所介護)…………… (") 2
 - 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
 - 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問看護)…………… (高齢者支援総室) 2
 - 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問看護)…………… (") 2
 - パソコン及びプリンタの一括更新に係る一般競争入札の参加資格等… (情報企画課) 3
- 公 告**
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見…………… (商工政策課) 3
 - 熊本県病院事業業務状況の公表…………… (障害者支援総室) 4
 - 指定管理者制度導入施設に対する利用者調査業務委託に係る一般競争入札の実施…………… (行政経営課) 13
 - 宅地建物取引業法の規定による行政処分…………… (建築課) 14
 - パソコン及びプリンタの一括更新に係る一般競争入札の実施…………… (情報企画課) 15
 - 熊本県防災情報ネットワーク構築に伴う基本検討・実施設計業務委託に係るポロポーザル提案資料の募集…………… (危機管理・防災消防総室) 17

告 示

熊本県告示第 569 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問リハビリテーションかなこぎ苑 熊本市碓川町 768 番 1 号	医療法人社団郁栄会	平成 19 年 6 月 8 日

熊本県告示第 570 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問リハビリテーションかなこぎ苑 熊本市碓川町 768 番 1 号	医療法人社団郁栄会	平成 19 年 6 月 8 日

熊本県告示第 571 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターはまかぜ茜館 天草市倉岳町宮田 269 番地 1	NPO 法人重宝会	平成 19 年 6 月 8 日

熊本県告示第 572 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターはまかぜ茜館 天草市倉岳町宮田 269 番地 1	NPO 法人重宝会	平成 19 年 6 月 8 日

熊本県告示第 573 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字越ノ川内 1312、1312 の 3、1313、1314、1314 の 2、1315、1317、1319、1320、1321 の 2、1321 の 4、1322 から 1325 まで、1330 の 1、1330 の 2、1348 の 1、字下り山 1352 から 1356 まで、1361 から 1363 まで、1380 から 1382 まで、1384 から 1389 まで、1389 の 2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字越ノ川内 1313、1314、1314 の 2、1320、1322、字下り山 1352、1353、1355、1361、1384、1387、1388、字越ノ川内 1312・1312 の 3・1315・1319・1321 の 2・1321 の 4・1323 から 1325 まで・1330 の 1・字下り山 1354・1362・1363・1381・1385・1386・1389・1389 の 2（以上 18 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 574 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
秋津レークタウンクリニック訪問看護 熊本市秋津町秋田 3441 番地 20	医療法人社団熊本労安会	平成 19 年 6 月 11 日

熊本県告示第 575 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
秋津レークタウンクリニック訪問看護 熊本市秋津町秋田 3441 番地 20	医療法人社団熊本労安会	平成 19 年 6 月 11 日

熊本県告示第 576 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 19 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 借入物品及び数量
パソコン及びプリンタリース 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 6 月 22 日（金）から平成 19 年 7 月 13 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。

公 告

熊本県公告第 557 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 1 月 15 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により菊陽町及び菊陽町の区域内に居住する者から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベスト電器光の森店
菊池郡菊陽町津久礼 66-1-1 ほか
- 2 市町村意見の概要
 - (1) 災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用若しくは店舗で扱っている範囲の物資と緊急時における提供を行うための協定等について菊陽町との協議を持つていただきたい。
 - (2) 深夜営業を行う場合、周辺地域の静穏な生活環境を維持するため、防犯や青少年の非行防止への対策に力を入れていただき、又駐車場等への適切な照明の設置や警備員の巡回等の配慮を行っていただきたい。
 - (3) 周辺地域への騒音対策として来店者等に対して表示板等による必要不可欠な場合

- を除くアイドリング防止やクラクション、空ふかし等を行わないこと等を促していただくと同時に、同店舗においても、BGM や営業宣伝を行う場合は、周辺住民等にとって受忍を超える騒音にならないように配慮していただきたい。
- (4) 駐車場利用制限帯の制限、誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施等運営面での配慮をお願いしたい。
- 3 市町村の区域内に居住する者からの意見の概要
地元説明会において、届出の営業時間が午前 3 時までに対して、実際は午後 9 時までの営業と説明があったため、閉店時間について短縮するよう見直していただきたい。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課
平成 19 年 6 月 22 日から平成 19 年 7 月 22 日まで

熊本県公告第 558 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定に基づき、熊本県病院事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成 19 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県病院事業業務状況説明書

熊本県病院事業の平成18年度下期（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）における業務の状況は次のとおりである。

1 事業の概要

(1) 概況

今期の外来患者は、延人数18,156人、1日平均126.1人で、前年度同期と比較すると、延人数146人、1日平均1.0人の減となっている。

また、入院患者は、延人数32,756人、1日平均180.0人、病床利用率90.0%で、前年度同期と比較すると、延人数893人、1日平均4.9人、病床利用率2.5%の増となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延人数	3,151	3,140	2,944	2,905	2,809	3,207	18,156
1日平均	126.0	130.8	128.0	126.3	122.1	123.3	126.1

② 入院患者の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
定床	200	200	200	200	200	200	
延人数	5,515	5,411	5,597	5,536	5,008	5,689	32,756
1日平均	177.9	180.4	180.5	178.6	178.9	183.5	180.0
利用率	89.0%	90.2%	90.3%	89.3%	89.4%	91.8%	90.0%

③ 入退院調

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入院者数	40	35	25	36	32	30	198
退院者数	32	34	40	28	27	31	192
月末患者数	183	184	169	177	182	181	

④ 外来患者病名別調（延人数）

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
統合失調症		1,278	1,234	1,141	1,193	1,110	1,315	7,271
躁うつ病（うつ病含む）		812	780	732	728	720	786	4,558
老年期 精神病	認知症	81	91	74	95	91	93	525
	幻覚妄想	8	10	8	11	5	9	51
脳器質性精神障害		36	42	46	30	32	36	222
依存症	アルコール	116	106	105	88	104	112	631
	覚醒剤	23	27	23	21	23	28	145
	その他	19	15	14	16	11	14	89
その他の精神病		231	215	218	212	220	251	1,347
精神遅滞		31	31	35	28	35	28	188
人格障害		0	0	0	0	0	0	0
神経症		305	291	297	279	254	290	1,716
てんかん		46	58	53	54	58	49	318
その他		165	240	198	150	146	196	1,095
合計		3,151	3,140	2,944	2,905	2,809	3,207	18,156

※延人数……患者それぞれの外来通院日数の合計

⑤ 入院患者病名別調（延人数）

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
統合失調症		2,652	2,765	2,715	2,627	2,447	2,578	15,784
躁うつ病（うつ病含む）		1,085	912	1,027	938	853	1,069	5,884
老年期 精神病	認知症	814	794	795	813	715	880	4,811
	幻覚妄想	241	235	232	188	220	189	1,305
脳器質性精神障害		121	147	166	156	138	157	885
依存症	アルコール	121	59	132	188	193	220	913
	覚醒剤	0	0	0	31	28	31	90
	その他	90	29	0	63	28	31	241
その他の精神病		301	323	331	313	248	283	1,799
精神遅滞		0	0	0	0	0	0	0
人格障害		0	0	0	0	0	31	31
神経症		60	118	166	188	110	189	831
てんかん		0	0	0	0	0	0	0
その他		30	29	33	31	28	31	182
合計		5,515	5,411	5,597	5,536	5,008	5,689	32,756

※延人数……患者それぞれの入院日数の合計

(3) 職員の状況

(単位：人)

職 種 別	H18.3.31現在	H19.3.31現在
医 師	7	7
医 療 技 術 職 員	11	11
看 護 師	78	74
准 看 護 師	3	3
事 務 職 員	11	11
技 能 労 務 職 員	16	4
計	126	110

2 経理の状況

(1) 損益計算書（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）

(単位：円)

医業収益	538,900,056	
医業費用	1,042,366,870	
当期営業損失		503,466,814
医業外収益	415,085,927	
医業外費用	62,628,943	
当期経常損失		151,009,830

(2) 平成 18 年度決算の状況

① 損益計算書

(単位：円)

(平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで)

1	医業収益			
(1)	入院収益	898,034,552		
(2)	外来収益	186,801,362		
(3)	その他医業収益	<u>4,984,860</u>	1,089,820,774	
2	医業費用			
(1)	給与費	1,214,312,451		
(2)	材料費	106,289,053		
(3)	経費	201,198,149		
(4)	減価償却費	146,774,680		
(5)	資産減耗費	1,710,429		
(6)	研究研修費	<u>3,641,962</u>	<u>1,673,926,724</u>	
	営業損失			584,105,950
3	医業外収益			
(1)	受取利息	1,473,016		
(2)	一般会計負担金	836,036,000		
(3)	その他医業外収益	<u>5,674,383</u>	843,183,399	
4	医業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	126,380,086		
(2)	雑損失	<u>0</u>	<u>126,380,086</u>	
	経常利益			<u>132,697,363</u>
5	特別利益	<u>0</u>	<u>0</u>	
6	特別損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	当年度純利益			132,697,363
	前年度繰越欠損金			1,113,804,516
	当年度未処理欠損金			<u>981,107,153</u>

② 貸借対照表

(単位：円)

(平成19年3月31日)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		283,278,583
ロ 建物	4,918,344,322	
減価償却累計額	<u>1,112,547,239</u>	3,805,797,083
ハ 構築物	522,230,400	
減価償却累計額	<u>247,426,671</u>	274,803,729
ニ 器械備品	434,115,176	
減価償却累計額	<u>345,176,264</u>	88,938,912
ホ 車輛	17,815,600	
減価償却累計額	<u>13,842,773</u>	3,972,827
ヘ 建設仮勘定		<u>0</u>

有形固定資産合計

4,456,791,134

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		<u>240,832</u>
---------	--	----------------

無形固定資産合計

240,832

固定資産合計

4,457,031,966

2 流動資産

(1) 現金預金	1,558,129,142
(2) 未収金	163,647,061
(3) 貯蔵品	1,623,229
(4) その他流動資産	<u>0</u>
流動資産合計	<u>1,723,399,432</u>
資産合計	<u>6,180,431,398</u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 退職給与引当金	100,000,000
(2) 修繕引当金	<u>227,926</u>
固定負債合計	100,227,926

4 流動負債

(1) 未払金	181,016,457
(2) 預り金	4,350,950
(3) その他流動負債	<u>1,000,000</u>
流動負債合計	<u>186,367,407</u>
負債合計	<u>286,595,333</u>

資 本 の 部

5 資本金

(1) 自己資本金	1,969,207,924
(2) 借入資本金	
イ 企業債	<u>4,194,249,156</u>
借入資本金合計	<u>4,194,249,156</u>
資本金合計	6,163,457,080

6 剰余金

(1) 資本剰余金	
イ 受贈財産評価額	155,049,830
ロ 補助金	<u>384,417,000</u>
資本剰余金合計	539,466,830
(2) 利益剰余金	
イ 減債積立金	172,019,308
ロ 当年度未処理欠損金	<u>981,107,153</u>
利益剰余金合計	<u>△809,087,845</u>
剰余金合計	<u>△269,621,015</u>
資本合計	<u>5,893,836,065</u>
負債資本合計	<u>6,180,431,398</u>

③ 剰余金計算書

(単位:円)

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

利益剰余金の部

Ⅰ 減債積立金

1 前年度末残高	172,019,308	
2 前年度繰入額	0	
3 当年度処分額	0	
4 当年度末残高		172,019,308

Ⅱ 利益積立金

1 前年度末残高	0	
2 前年度繰入額	0	
3 当年度処分額	0	
4 当年度末残高		0
積立金合計		<u>172,019,308</u>

Ⅲ 欠損金

1 前年度未処理欠損金		1,113,804,516
2 前年度欠損金処理額		
(1) 利益積立金繰入額	0	
(2) 利益積立金以外の利益剰余金繰入額	0	
(3) 資本剰余金繰入額	0	
繰越欠損金年度末残高		<u>1,113,804,516</u>
3 当年度純利益		<u>132,697,363</u>
当年度未処理欠損金		<u>981,107,153</u>

資本剰余金の部

Ⅰ 受贈財産評価額

1 前年度末残高	155,049,830	
2 前年度処分額	0	
3 当年度発生額	0	
4 当年度処分額	0	
5 当年度末残高		155,049,830

Ⅱ 補助金

1 前年度末残高	384,417,000	
2 前年度処分額	0	
3 当年度発生額	0	
4 当年度処分額	0	
5 当年度末残高		<u>384,417,000</u>
翌年度繰越資本剰余金		<u>539,466,830</u>

④ 欠 損 金 処 理 計 算 書

(単位:円)

1	当年度未処理欠損金		981,107,153
2	欠損金処理額		
(1)	利益積立金繰入額	0	
(2)	利益積立金以外の利益剰余金繰入額	0	
(3)	資本剰余金繰入額	<u>0</u>	<u>0</u>
3	翌年度繰越欠損金		<u><u>981,107,153</u></u>

3 平成 19 年度の経営方針

当院の基本理念である短期治療型の医療を推進し、その質の維持、向上を目指すとともに、平成 15 年 3 月に策定された経営改善計画を進め、今後も医業収支の健全化及び経営基盤の強化を図る。

また、「熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会」（平成 18 年 3 月設置）の検討結果を踏まえ、当院が引き続き県内精神科医療の中核的役割を果たし、将来にわたって質の高い医療の提供ができるよう、体制の整備に取り組む。

4 平成 19 年度当初予算の概要

(1) 事業の予定量

病床数	200床		
入院患者	65,148人	(1日平均	178人)
外来患者	34,692人	(1日平均	118人)

(2) 収益的収入及び支出の予定

(単位：千円)

病院事業収益	1,937,665	医業収益	1,080,790
		医業外収益	856,875
病院事業費用	1,913,444	医業費用	1,791,469
		医業外費用	121,925
		予備費	50

(3) 資本的収入及び支出の予定

(単位：千円)

資本的収入	120,779	一般会計出資金	120,779
資本的支出	188,567	建設改良費	29,595
		企業債償還金	158,972

熊本県公告第 559 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

平成 19 年度指定管理者制度導入施設に対する利用者調査業務

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から平成 20 年 1 月 31 日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、平成 19 年度指定管理者制度導入施設に対する利用者調査業務委託に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 熊本県物品購入契約及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 5 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 19 年 6 月 22 日（金）から平成 19 年 6 月 28 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

4 契約条項を示す場所

熊本県総務部行政経営課（県庁行政棟本館 4 階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-333-2058

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4 に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 19 年 6 月 22 日（金）から平成 19 年 7 月 5 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

イ 交付場所

4 に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 19 年 7 月 6 日（金）午後 2 時 30 分から

イ 場所

- 県庁行政棟本館地下 1 階入札室
- (4) 入札書の提出方法
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 560 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 65 条第 2 項の規定による行政処分について、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者
商 号 東海土地開発

- 代表者氏名 速水 純一
事務所所在地 熊本県熊本市湖東一丁目 2-20
免許証番号 熊本県知事(3)第 3963 号
免許年月日 平成 19 年 4 月 25 日
- 2 処分年月日
平成 19 年 6 月 14 日
- 3 処分内容
業務の全部停止 2 週間
- 4 適用条項
宅地建物取引業法第 65 条第 2 項

熊本県公告第 561 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量
パソコン及びプリンタリース 一式
- (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び要求仕様書のとおり
- (3) 借入期間
平成 19 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで
- (4) 納入期限
平成 19 年 9 月 29 日
- (5) 納入場所
要求仕様書のとおり
- (6) 入札方法
- ア 入札金額は、1 か月当たりの賃貸借料とする。見積りに当たっては 60 月賃貸借料率で計算すること。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和 39 年熊本県告示第 420 号)の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の(4)の入札の時点において熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成 14 年熊本県告示第 811 号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 6 月 22 日(金)から平成 19 年 7 月 13 日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
4 に記載のとおり
- (3) 提出方法
4 に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課管理班(県庁行政棟新館 9 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2143(ダイヤルイン)

- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 6 月 22 日（金）から平成 19 年 7 月 31 日（火）までの日（県の休日を除く。）午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 6 月 29 日（金）午後 1 時 30 分から
イ 場所
熊本県地域振興部情報企画課内（県庁行政棟新館 9 階）
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 8 月 3 日（金）午後 1 時 30 分から
イ 場所
熊本県地域振興部情報企画課内（県庁行政棟新館 9 階）
- (5) 入札書の提出方法
5 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 8 月 2 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金

- 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（一月当りの賃貸借料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Name and quantity of commodity
A set of personal computers
- (2) Deadline of supply commodity
September 28th 2007
- (3) Place to supply commodity
Shown in the bid explanation form
- (4) Dare and place to submit bidding proposal
August 3th 2007 1:30 p.m.
Room to submit bidding proposal
Prefectural Office of Kumamoto
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail
August 2th 2007
- (6) Language and currency to be used for bidding
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract
Information and Planning Division,
Department of Regional & Development
Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City,
Kumamoto Prefecture, 862-8570 Japan
Phone: 096-333-2143

熊本県公告第 562 号

県防災行政無線システムの代替として、熊本県情報ギガハイウェイを利用した防災情報ネットワークを県庁、地域振興局、市町村、消防本部及び防災機関等との間で構築する計画であり、この事業を推進するための基本検討及び実施設計業務委託を予定しているため、当該業務に係るプロポーザル提案資料等を募集する。

平成 19 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 委託業務の概要

- (1) 名称
熊本県防災情報ネットワーク構築基本検討・実施設計業務委託
- (2) 内容
熊本県情報ギガハイウェイを利用した防災情報ネットワークの構築のための基本検討及び実施設計
- 2 プロポーザルに参加する者が提出する資料等
プロポーザルに参加する者が提出する資料等については、「熊本県防災情報ネットワーク構築基本検討・実施設計業務委託プロポーザル実施要領」（以下「プロポーザル実施要領」という。）において明示する。
- 3 委託期間
契約締結の日から平成 20 年 3 月 21 日（金）まで
- 4 プロポーザルに参加する者に求められる資格
次に掲げる条件をすべて満たすものであること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうち、有資格者として、業務区分：業務委託等、第一分類：情報処理業務、第二分類：情報システム全般の設計、開発、維持管理に登録された者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けてい

- ること。
- (4) 平成 19 年 6 月 22 日の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 本件に関するプロポーザル実施要領の交付を受けている者であること。
- 5 プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所
プロポーザルに参加する予定の者は、次に掲げるところにより、プロポーザル実施要領の交付を受けること。
- (1) 交付期間
平成 19 年 6 月 22 日（金）から平成 19 年 6 月 29 日（金）まで（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (2) 交付場所
熊本県総務部危機管理・防災消防総室情報通信班（県庁行政棟新館 10 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2118
- 6 プロポーザル参加表明書の提出
本プロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザル実施要領に添付の「熊本県防災情報ネットワーク構築基本検討・実施設計業務委託プロポーザル参加表明書（第 1 号様式）」を提出してください。
- (1) 提出期間
平成 19 年 6 月 22 日（金）から平成 19 年 6 月 29 日（金）まで（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5（2）に同じ。
- (3) 提出方法
提出は、持参又は郵送とする。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明書付きの書留郵便（封筒の表に「熊本県防災情報ネットワーク構築基本検討・実施設計業務委託プロポーザル参加表明書在中」と朱書きする。）とし、平成 19 年 6 月 29 日（金）の午後 5 時 30 分までに必着とする。
- 7 その他
この公告に基づきプロポーザル参加表明書及びプロポーザル提案書等を提出した者の中から優秀と認められる者を選考のうえ、業務委託します。